

How the Census Has Counted Indigenous People since Colonization : A Note on the Australian Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松山, 利夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004080

オーストラリアにおけるセンサスと 先住民集計に関するノート

松 山 利 夫*

How the Census Has Counted Indigenous People since Colonization: A Note on the Australian Case

Toshio Matsuyama

この報告では、オーストラリアのセンサスが、アボリジナルをどのように取り扱ってきたかについて展望する。そのため、ここではこの国のセンサスの歴史を大きく2つに区分する。1つは植民期の最初の人口調査（1790年）から1901年までの時期である。この期の最終年にはオーストラリア連邦が成立するが、当時のセンサスは植民期の方式をそのまま受け継いだものであった。第2期は連邦最初のセンサスとなった1911年から1996年センサスまでの時期である。そのそれぞれにおいてセンサス（植民期の人口調査を含む）がアボリジナルをどのように取り扱ったかについて検討を加えた。

その結果、この国のセンサスは植民期から今日にいたるまで、人口規模、「人種」の構成、および先住民であるアボリジナルとトレス海峡諸島民に焦点をあててきたことが明らかとなった。この状況は、センサスの項目やその行政、アボリジナル関連法における「人種」の概念が、生物学的なものからエスニティをその内実とするようになった現在も変わらない。

なお、この報告の最後には、1991年と1996年センサスに採用された「先住民集計戦略」Indigenous Enumeration Strategy と、1994年に実施された「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民全国調査」National Aboriginal and Torres Strait Islander Survey についても紹介する。これらの新しい動きは、オーストラリアにおける各種の調査に関して、近い将来、先住民があらたな役割を担うことを期待させるものである。

* 国立民族学博物館先端民族学研究部

Key Words : Australia, census, Aboriginal people, indigenous people
キーワード：オーストラリア、センサス、アボリジナル、先住民

The aim of this short report is to review the Australian Census from the “General Muster” of the colonial era to the 1996 Census. Toward this aim, I divide Census history into two periods. The first is from 1790 to 1901, which included a population survey by the colonial government. However, when the Australian Federal Government was established in 1901, the Census still used the population survey system of the colonial era. The second period is from 1911 to 1996, during which the “Census and Statistics Act 1905” (Cth) was current, under which the “Commonwealth Bureau of Census and Statistics” was set up. This does not mean that the first national Census year in Australia was 1905: it was 1911. I have some comments on how the Census counted indigenous people in each period.

I found that the Australian Census focussed on national population size, race components and indigenous population. This trend continues in the contemporary situation of Australian society, but the biological concept of “Race” has changed to “Ethnicity” in the Census categories, the ideology of the Australian Acts, and in the bureaucracy.

In the last part of this paper I report on the “Indigenous Enumeration Strategy” for the 1991 and 1996 Censuses, and the “National Aboriginal and Torres Strait Islander Survey” in 1994. These two strategies might cause a new trend in national surveys or Censuses in the country, as a result of which, in the near future, indigenous people will be affected by a new bureaucratic situation regarding national surveys in Australia.

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 はじめに 2 センサスの歴史 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 植民期の人口調査とセンサス 2.2 連邦センサス1911-1996年 3 アボリジナルと連邦センサス <ul style="list-style-type: none"> 3.1 アボリジナルの定義 3.2 憲法第127条とセンサス | <ul style="list-style-type: none"> 4 1996年センサスと「先住民集計戦略」
Indigenous Enumeration Strategy 5 まとめにかえて
——王立調査委員会の勧告—— |
|--|---|

1 はじめに

オーストラリアにおける人口調査は、ニューサウスウェールズ植民地成立直後の1790年にはじまる。その後、植民地の拡大と植民地政府の成立にともない、1820年代からいわゆるセンサスが実施される。当時のセンサスは植民地または植民地政府の行政域を単位とするものであった。しかし、それには調査の項目と方法において、センサスとはいいがたいものを含んでいる。これがかたちを整えるのは1901年の連邦結成後のことである。

そのセンサスが植民期以来関心をもちつづけた主要な事項は、総人口であり、「人種」であり、これらとかがわる先住民アボリジナルの存在であった。それは最新の1996年センサスにおいても変わらない。そこでこの報告では、オーストラリアにおけるセンサスの歴史を通時的に紹介し、センサスにおける「人種」Race の定義とアボリジナルの取り扱いについて考察する。

この場合、それぞれの時代的な背景と、それを反映したはずのセンサスの特徴を理解する必要がある。そのためここでは、オーストラリアのセンサス史を大きく2つに区分する。その1つは1790年から1901年までの植民期の人口調査とセンサスであり、2つめは1911年から今日にいたる連邦センサスの時期である。

これらの区分とは別に、オーストラリアのセンサスを論じる場合に避けて通れないのが、連邦憲法である。とくに第127条の規定とその解釈をめぐるセンサス統計官の言動には興味深いものがあり、この国のセンサスを特徴づけるものとなっている。それと同時に、アボリジナルの調査をめぐる注目されるのが、1991年センサスから採用され1996年センサスで改訂された「先住民集計戦略」Indigenous Enumeration Strategy と、アボリジナルの拘留死に関する王立調査委員会の勧告にもとづいておこなわれた「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民全国調査」National Aboriginal and Torres Strait Islander Survey である。この2つについては別に節を設けて紹介する。

2 センサスの歴史

2.1 植民期の人口調査とセンサス

オーストラリア連邦は1901年に成立する。しかし、この年におこなわれたセンサスは旧植民地政府を単位とするものであり、採用された調査項目も従前のもので大きく変わらない。ここでは政治体制の変革とは別に1901年センサスまでを植民期として扱う。

センサス以前の最初の人口調査は1790年ニューサウスウェールズ植民地（以下NSW 植民地）でおこなわれ、その後1825年まで毎年実施される。この間の人口調査は「総点呼」General Muster とよばれ、あらかじめ定められた日に入植地の特定の場所 Muster Station に入植者全員を召集したものであった。たとえば1795年の「総点呼」は、シドニーとパラマッタ、トゥーンガベで、それぞれ1日ずつ3日に分けておこなわれ、その名のとおり、兵站部将校が担当官とともに参加した。興味深いことは、これに参集しなかった者について、罰則規定があったことである。独房への監禁または強制労働、もしくは身体的苦痛が課せられたという（C. Forster and C. Hazlehurst 1988: 2）。人口は開拓の成否と入植地の拡大に直接的な影響をもたらしたからである。但し、この「総点呼」には軍人は含まれなかった。

NSW 植民地で初めてセンサスが実施されるのは1828年である。最後の「総点呼」から2年後のことであった。すでにイギリス本国では1821年にセンサスが実施されており、植民地の担当官はその知識をもっていたと思われる。しかし、この最初のセンサスは「総点呼」を踏襲するかたちでおこなわれた。それは植民地、とりわけ入植初期の流刑植民地という状況にもとづくものであった。このことは、つぎに掲げる第1回センサスの項目によく示されている。

項目の1つはNSW 植民地の人口で、これは個々人の氏名、年令、性、職業、宗教について調査している。2つめは開拓地、耕作中の土地の場所と面積。3つめは人に関するいわば当時の身分調査で、これは「クラス」Class ごとに人口を集計して、植民地の人口構成の把握につとめている。それには9つの分類があり、略号で示されたものを1つだけ選択するよう要求している。すなわち、BC：植民地生まれ、CF：自由入植者、FS：労働による自由獲得者、AP：無条件恩赦、CP：条件つき恩赦、TL：仮出獄許可、C：囚人、CS：植民地での犯罪者、GS：役人である（C. Forster

and C. Hazlehurst 1988: 10)。

これらの略号で「クラス」の調査が可能であったのは、植民地居住者の間にそれがひろく普及していたことを思わせる。つまり彼らは他者の弁別に、日常的にこの分類を用いていたにちがいない。植民地では本国とは異なる身分がつくられていたのである。

その後 NSW 植民地のセンサスは1833年、36年、39年とつづき、それ以後は本国にならって5年間隔で実施されていった。その他の植民地においても、センサスはおこなわれた。南オーストラリア植民地（以下 SA 植民地）では1841年、44年、46年、51年に、西オーストラリア植民地（以下 WA 植民地）では1848年と54年に、タスマニア植民地（以下 TAS 植民地）では1842年、43年、48年、51年に実施されている。

この間、それぞれの植民地に植民地政府が形成されるまで、各植民地は英本国の直接統制のもとにおかれた。その統制は、1つは1881年4月のイギリス連合王国とオーストラリアを含む植民地 Crown Settlement の統一センサスとして具体的に示すことができる。しかし、その集計には、オーストラリアだけに限っても、植民地ごとに大きな差がみられた。2つめは、本国植民省への報告を目的にした『ブルー・ブック』 Blue Book の作成である。これは各植民地の正味の収益と支出、徴税、関税、軍隊の維持費などを中心とした。オーストラリアで作成されたその最初は NSW 植民地の1822年版（発行は1825年）である。センサスとのかかわりでは、その1825年版に同じ年の「総点呼」の結果が報告され、その後はセンサス結果の概要を掲載している。

さて、アボリジナルは、これら植民初期の人口調査やセンサスでは、全く対象にされなかった。わずかに TAS 植民地の1847年と51年センサスがこれを一般の人口とともに集計しているのと、WA 植民地の1848年と54年センサスが入植者に雇用されたアボリジナル人口を集計しているのとどまる (L. R. Smith 1975)。その状況は、19世紀中葉に各植民地に植民地政府が設置されたあとも、大きくは変わらなかった。アボリジナルは、入植者が必要とする範囲において調査の対象とされたにすぎなかったのである。

この時期につづく1855年から56年にかけて、オーストラリアには4つの植民地政府 NSW, VIC (ビクトリア植民地), TAS, SA が成立する。この植民地政府の成立は、センサスをはじめとする各種の統計とその刊行に大きな変化をもたらした。その1つは、『ブルー・ブック』に代表されるように、かつて本国の植民省の要求にもとづいて作成された各種統計が、ローカルな必要性を基礎とするようになったことである。それはたとえば、各植民地が選挙区の設定と議席割り当て、選挙人の確定のために正

確な人口統計を必要とするようになったことなどである。そのためにおこなわれたのが統計学者の導入であった。これがこの時期の2つめの特徴で、それを最初に実施したのはVIC植民地であった。

1855年、VIC植民地はNSW植民地から分離する。この植民地新政府の成立は、各種行政組織の整備と有能な役人の獲得を急務とした。そうした中で統計官として能力を発揮したのが、アーチャー W. H. Archer であった。英本国で統計学のトレーニングを受けた彼は、VIC植民地への移民2年後の1852年に、①出生・死亡人口(Vital Statistics)の年次統計の作成と、②統計調査官の採用、③統計調査区の設定を提言する。それはそのまま受け入れられ、①に関しては1873年に刊行されはじめた『ビクトリア植民地統計』Statistics of the Colony of Victoriaに、センサス結果の人口とともに掲載される。これよりさき、1855年には彼の提言にもとづいて127人の調査官が任用されていた(C. Forster and C. Hazlehurst 1988: 14-16)。それ以前、統計の基礎となるデータは、植民地に散在する警察官の手によって集められたのである。

VIC植民地最初のセンサスは1857年におこなわれる。このとき採用された調査項目は、年齢、性、宗教、婚姻、教育、職業、出生地といった、きわめて基本的なものにすぎない。注目されるのは、VIC植民地の1891年センサスにさきだって、統計担当者会議が90年にタスマニアのホバートで開催されたことである(WAとQLD植民地は不参加)。フォスターとハッツェルハーストによると(C. Forster and C. Hazlehurst 1988: 30)、この会議でセンサスに収録すべき職業分類が定められた。それは「有所得者」Breadwinnersと「無所得者」Dependantsという2つの大分類の下につぎの5つのクラスを設け、それぞれに属する職業を細分類したものであった。

クラス1：プロフェッショナル……宗教、慈善団体、教育、科学、芸術、娯楽関係従事者、および軍、法律、政府関係者

クラス2：ドメスティック……無報酬の家事労働者

クラス3：コマーシャル……商人

クラス4：インダストリアル……加工あるいは製造業者(熟練・未熟練の区別なし)

クラス5：プライマリー・プロデューサー……農業、牧畜、漁業、狩猟、鉱業(鉱山)、輸送

アーチャーがすすめてきた VIC 植民地方式を基礎とするこの職業区分は、その後 1911年の連邦センサスまで、オーストラリア・センサスにおける職業分類として継続していった。しかし、連邦結成以前のセンサスは、あくまでも各植民地が独自に実施したものであり、多くの項目と集計について、オーストラリア全体を知るには困難があった。もとよりそれを全体としてとりまとめる機関も存在しなかった。

こうした事実と、連邦結成すなわち統一オーストラリア実現への動きの中で、各植民地の世論には白豪主義が台頭してくる。それは1880年代の大きな特徴であった。おそらくこれを背景に、英本国では1891年に、国家大洋州代表者会議 National Australasian Convention が開かれた。オーストラリア連邦憲法草案を議論したこの会議では、連邦議会にセンサスと統計に関する法の制定権の付与が、事実上、決定する。しかし、法の制定は、連邦結成後の1905年をまたなければならなかった。その制定には、センサスに関していえば、連邦と各州の分担（調査、集計、財政負担など）をとり決めるという問題が残ったからである。したがって、連邦最初の1901年センサスは、従来どおり、旧植民地を引き継いだ各州を単位に、それぞれにおいて実施された。

連邦法「センサスおよび統計に関する法」Census and Statistics Act が制定されたのは、1905年12月8日である。この法律では統計官を各州に配置すること、統計官の守秘義務と罰則とともに、その調査対象が表1のとおり定められた。これを後年のセンサス、たとえば1996年センサスと対照してみると、大きな性格の違いが明らかになる。当時のセンサスには、新生国家が国家として把握すべき項目が配列され、あたかも産業統計のような感じを与えている。そこにはアボリジナルの影さえみられない。

センサスでのアボリジナルの取り扱いについては、法制定前の1902年の統計官会議で、中国人その他の有色人と一括して集計から除くことがすでに決められていた。わずかに、産業に従事するアボリジナルだけが、センサス対象とされたのである。それ以上に、彼らをめぐっては連邦憲法127条が大きな意味をもった。これについては3章で詳しく議論する。

表1 「センサスおよび統計に関する法」
(1905年連邦法)にもられた調査範囲

- | |
|------------------------|
| a. 人口 |
| b. 生死および社会と産業に関する一般的事項 |
| c. 雇用と失業 |
| d. 輸出入 |
| e. 州間の移出入 |
| f. 郵便および電信に関する事項 |
| g. 工場、鉱山および製造業一般に関する事項 |
| h. 農業、園芸、ブドウ栽培、酪農、牧畜業 |
| i. 銀行業、保険業、財政 |
| j. 鉄道、トラム、船舶および輸送 |
| k. 土地の所有／占有 |
| l. その他適当と認められること |

(C. Forster and C. Hazlehurst 1988: 47)

2.2 連邦センサス1911-1996年

「センサスおよび統計に関する法」は現在もセンサスにかかわる諸行政の基本をなすものであり、これが制定された1905年に、現在の連邦統計局 Australian Bureau of Statistics (1975年設立)の前身、連邦センサス統計局 Commonwealth Bureau of Census and Statistics が設立され、全国を対象とする統一的なセンサス体制が整う。

この法にもとづいて1911年におこなわれたセンサス（以降10年おき）には、初めて「人種」Race という項目が採用される。それは単純に「ヨーロッパ人とそれ以外」を区別するものでしかなかった。しかし、それゆえにアボリジナルを含むすべての有色人は、センサス人口から排除されることになったのである。すでに触れたように、連邦結成の動きは白人オーストラリアの建設という強い世論を形成してきていた。それは連邦成立後さらに強化され、国民の定義とかかわる白豪主義を背景にもったのである。アボリジナルのセンサスからの排除は、これ以降1967年の国民投票による憲法第127条の改正までつづくことになった。

連邦最初の統一センサスとなった1911年センサス以後47年センサスまでの間、オーストラリアはたびかさなる戦争と恐慌および極度の経済不況にみまわれる。そうした政治・経済の状況は、センサスにとっても無縁ではなかった。そのことを如実に語るのが、「戦時センサス」と、センサスの延期である。10年ごとのセンサスは、これらによってその実施を大きく乱されることになる。

1915年、本来なら翌16年におこなわれるはずのセンサスをさきどりするかたちで、この年「戦時センサス」War Census が実施された。個人用調査カードを使用したこの臨時センサスでは、切迫する戦争のゆえに、つぎのような調査項目が採用された。対象となったのは主として18～59才の男性である (C. Forster and C. Hazlehurst 1988: 57)。

対象 18～59才男性：

健康状態，軍事訓練，銃器と弾薬の所持，出生地，市民権

18才以上のすべての個人についての財産調査：

収入，土地，自動車，バイク，牽引用エンジン，その他の車の種類と数，馬，ロバ，牛，ラバ，ラクダ，羊，豚

第一次世界大戦のトルコ上陸作戦，いわゆるガリボリの戦いで，オーストラリアは

多くの国民を失うことになる。そのことが、連邦センサスで唯一の従軍経験を1933年センサスにもりこませることとなった。その33年センサスは、当初は31年に予定されていた。しかし、第一次世界大戦につづく世界恐慌と、その直前のメルボルンからキャンベラへの首都移転（1928年）にともなって対外債務が増大していた。この深刻な財政危機とともに、当時「ブッシュの中の首都」といわれたキャンベラでは、センサスの実施に必要な職員（多くが臨時）を確保できなかった。センサスは延期せざるを得なかったのである。

その後、センサスは第二次世界大戦をはさんで1947年まで、14年間中断する。その間、軍と統計局との協同による「軍事センサス」Army Census が1942-43年におこなわれたが、その結果はごく一部しか公刊されていず、詳細は明らかでない。

戦後1947年に再開されたセンサスでは、従来の10年間隔をあらため、5年間隔とすることが論議される。その結果、当面は移行期として7年おきとなり、54年、61年のセンサスを経て、現状のシステムが確立された。

3 アボリジナルと連邦センサス

アボリジナルの定義は、連邦結成後においても、連邦と州、テリトリー（ノーザン・テリトリーとオーストラリアン・キャピタル・テリトリー）の法と行政、とりわけセンサス行政との間に大きな違いがあった。法は先住民（アボリジナルとトレス海峡諸島民）の同化を目的とし、行政は目前のいわゆる先住民問題の処理に追われたからである。

3.1 アボリジナルの定義

アボリジナルの定義をめぐるには、基本的な2つの問題があった。その1つは、フル・ブラッドと混血のアボリジナルであるハーフ・カーストをとともにアボリジナルとするか、区別するかの問題である。両者を区別するにしても、ハーフ・カーストの識別が困難となる。そのためアボリジナルの定義には、しばしば遊動的な生活者や同化の程度などといった要素が取り込まれることになった。2つめの問題は、トレス海峡諸島民（以下トレス諸島民）はアボリジナルかという議論である。彼らは大陸本土のアボリジナルとは異なった文化的伝統をもち、形質的にも差異がみられるからであった。そこでこれら2つの問題を考慮しつつ各州の主要な法におけるアボリジナルの定義を紹介し、定義にみられるマジョリティ社会の先住民観を概括する。

まず、1901年に制定された連邦憲法第51条では、連邦議会の立法権の範囲について、つぎのように規定する。

(連邦) 議会は、この憲法に従い、以下のことにかかわって、連邦の平和、秩序、ならびに優れた統治のために必要な立法権を有する。

その26号では立法対象となる「人種」について、「特別の法の制定が必要と思われる(中略) アボリジナルを除くすべての人種」と規定する。アボリジナルは誰かという内実の規定はないものの、1967年の憲法改正まで、連邦議会は彼らに関する立法権をもたなかった。アボリジナルに関する法と行政は、各州議会と政府にゆだねられたのである。

これをうけて、たとえば1934年に制定された南オーストラリア州の「アボリジナル法」Aboriginal Act 1934 第4条1項では、アボリジナルをつぎのように定義している。

- (1) オーストラリアおよびこれに隣接する島嶼のアボリジナル・ネイティブ
- (2) 彼らを配偶者とし、ともに生活するハーフ・カースト
- (3) 配偶者であるか否かにかかわらず、彼らとともに生活するハーフ・カースト
- (4) 18才未満のハーフ・カースト

この法では18才以上のハーフ・カーストで、(2)と(3)に該当しない者は、より同化が進んだ者としてアボリジナルから除外された。したがってここにいる「アボリジナル・ネイティブ」はフル・ブラッドを意味し、彼らは「未開」な状態にあるとみなされたのである。この定義はその後変更され、憲法改正直前に制定された「アボリジナルおよび歴史的遺物保護法1965年」Aboriginal and Historic Relics Preservation Act 1965 においては、「アボリジニはオーストラリアのオリジナルな住民のすべて、もしくはフル・ブラッドであるか否かにかかわらず、その子孫のすべて」と規定し直している。

これに対して西オーストラリア州法はやや異なった定義を採用している。その1つの例が1963年制定の「先住民福祉法」Native Welfare Act 1963 で、そこにはつぎのようにある。

- (1) オーストラリアのオリジナルな居住者であるフル・ブラッドの子孫
- (2) その子孫でフル・ブラッドではない者
- (3) 但し、フル・ブラッドの血が4分1もしくは4分1以下の者は除く

この規定ではアボリジナルの「血の構成率」¹⁾が4分1ないしそれ未満の者は、アボリジナルから除外される。この考え方は1936年の「アボリジナル改正法」**Aboriginal Act Amendment Act 1936**にもすでに認められた。これらの規定で前提とされているのは、ヨーロッパ人の「血」の割合であり、その高さにもとづいていわゆる「オーストラリア社会」に吸収可能な「人種」かどうかを判断したのである。類似の規定はニューサウスウェールズ州にも認められ、1910年から20年にかけて、この州ではアボリジナルの「血」が2分1以下の者は、アボリジナルではないとしていた。

2つめの問題であるトレス諸島民に関しては、憲法改正後の1975年に制定された連邦法「人種差別法」**Racial Discrimination Act 1975**が、第3条で「アボリジニの規定には、トレス海峡諸島民を含まない」としている。連邦のこの規定は、少なくとも1939年のクィーンズランド州法によっている。この年の「アボリジナルの保存および保護法」**Aboriginals Preservation and Protection Act 1939**は、「リザーブに居住しない（トレス海峡）諸島民は、この法にいうアボリジナルとはみなさない」として、彼らをアボリジナルから区別した。この思想は1965年の「アボリジニおよびトレス海峡諸島民関係法」**The Aborigines' and Torres Strait Islanders' Act 1965**にも引き継がれていった。トレス諸島民は、法律上も、アボリジナルとは別の「人種」とされたのである（各法については、J. McCorquodale 1987によった）。

これらの問題とは別に、アボリジナルの法的定義をめぐって見落とせないのが、「免除されたかつてのアボリジニ」の存在である。これは1930年代から60年代末にかけての同化政策期に全国で採用されたアボリジナルの法的地位であった。この時代の「アボリジニ法」には酒類の購入と飲酒、アボリジナル女性とヨーロッパ人男性との交際禁止など、さまざまな制限的規則がもりこまれていた。その適用を免除されたのが「免除されたアボリジニ」**Exempted Aborigines**であり、「かつてのアボリジニ」とよばれたのである。その根拠となったのが、当然のことながら、ヨーロッパ人からみた当人の知的水準、同化の程度、生活スタイル、マナーなどである。「免除」の認定権はアボリジニ保護局長官がもち、認定者には本人の顔写真入りカードを発行し、常時携帯することを義務づけていた。認定をうけた彼らは、遊動的なあるいはトライバルな生活を送るアボリジナルとの接触を禁じられた。それは家族であっても親族であって

も変わらなかったのである。これを犯した者は、「免除」を取り消されることになった。

このあらたな法的地位の創設は彼らに大きな混乱をもたらしたが、その一方でこれを申請するアボリジナルも存在した。たとえばニューサウスウェールズ州では、1961年1年間に68人が申請し、57人が「免除」を獲得している（C. D. Rowley 1970: 359-60）。それを彼らは忌むべき「資格」として「ドッグ・ライセンス」とよんだが、その一方でこれを獲得することは同化政策下でアボリジナルが生きのびる手段の1つでもあった。

3.2 憲法第127条とセンサス

連邦憲法には第51条とともに、センサスに直接かかわるもう1つの重要な規定があった。それが第127条である。そこには「連邦および州、あるいは連邦の他の地域における人口統計には、アボリジナルを含めない」と規定されていた。植民期には大英帝国の準臣民でしかなかった彼らは、連邦結成後も準国民でありつづけたのである。それは第一次、第二次大戦を通じて、志願兵であるか否かにかかわらず、アボリジナルは法律上はオーストラリア正規軍への参加が禁じられたことでも明らかである。

ところで、センサス対象からアボリジナルを除くこと、すなわち国民人口に計上しないとする第127条の規定には、連邦成立という政治体制の変革が大きく影響していた。それ以前、各植民地はそれぞれに議会と政府をもち、オーストラリア各植民地間の物資移動に関税を課していた。そうした状況を廃して統一オーストラリア建設への動きが高まる中で、理念として掲げられたのがホワイト・オーストラリアであった。しかし、第127条の規定は、この理念が語る「人種」問題とは全く別の文脈からもたらされたのである。

1897年、アデレードで開催された憲法に関する全国代表者会議での SA 植民地代表のつぎの発言は、その間の事情を明解に示している。すなわち、「連邦政府の歳出を1人ずつが負担するとして、南オーストラリアの場合、アボリジニを除けば少なくともすむが、それを人口に計上することになると、さらに巨額の金額を負担しなければならない」（National Australasian Convention Debates, Adelaide 1897 の L. R. Smith 1975: 27の引用による）。この切迫した考え方は同年のシドニー、79年のメルボルンの会議でも変わらなかった。SA 植民地の代表がこうした主張をくり返したのには、同植民地が、当時、最大のアボリジナル人口を抱えていたという事実がある。植民期から連邦結成後の1911年まで、南オーストラリアは現在のノーザン・テリト

リーをその管轄域に含んだからであった。

この第127条のもとで最初におこなわれたのが、各州を単位とする1901年センサスである。これにさきだって開かれた統計官会議では、アボリジナルと有色人を含めたすべての人口を調査すること、およびハーフ・カーストを含めたアボリジナルと他のすべての人種を区別して集計することが合意される。それにもかかわらず、センサス結果には州ごとに大きな違いが生じた。たとえば南オーストラリア州やクィーンズランド州では、人口統計から、ハーフ・カーストを含めて、アボリジナルを除外した。これに対して西オーストラリア州ではハーフ・カーストを人口統計に加え、フル・ブラッドを除いている。この時期に制定された西オーストラリア州法におけるアボリジナルの定義は、手元の資料では「アボリジニ法1905年」Aborigines Act 1905 にしか見出されない。それには「アボリジニとみなされる者には、オーストラリアに居住するアボリジナル、およびハーフ・カーストもしくは彼らの子供」とあり、ハーフ・カーストもアボリジナルとみなしていた。この州における1901年のセンサス行政は法との間に整合性を欠いたのである。しかし、西オーストラリア州がとったアボリジナルのこの取り扱い方は、その後のセンサス人口集計に全国で採用されることになった。つまり、センサス行政上は、憲法第127条にいうアボリジナルには、ハーフ・カーストを含まないとする解釈が定着する。これ以降、センサスの「人種」に関する質問はこの解釈にもとづいて設定されることになる。

1901年につづく11年センサスでは、ヨーロッパ人と非ヨーロッパ人を区別したにすぎなかった。しかし、21年と33年の「人種」に関する質問では、①ヨーロッパ人、②ヨーロッパ人以外の場合はその人種、③ハーフ・カーストであれば②の人種名にH.C. と記入するよう要請している。このセンサスで初めて、ハーフ・カーストが「人種」の項目に取りあげられた。それは、1901年センサスで西オーストラリア州が採用したアボリジナル人口の集計方法——フル・ブラッドとハーフ・カーストの区別——が、質問項目に具体化されたことを意味したのである。

この「人種」に関する質問は、第二次世界大戦後の2つのセンサス、1947年と54年でさらにつぎのように変わる。すなわち、非ヨーロッパ人でアボリジナル（フル・ブラッド）でない者について、「両親の一方がヨーロッパ人種であるハーフ・カーストはH.C. と記載」とし、例として「H.C. アボリジナル、H.C. 中国人など」とあげている。さらにその追記には「両親がともにヨーロッパ人種でなく、両者が異なる人種である場合は、父親の人種を記入（H.C. と記入しないこと）」とある。

一見明解なこの規定は、いくつかの矛盾を捨象することで成立している。なにより

もまずハーフ・カーストについて、ヨーロッパ人との混血以外にはその存在を認めていないことである。そのことはつぎのような現実を切り捨てさせることになった。たとえば父が中国人で母がフル・ブラッド・アボリジナルの場合、その子は系譜的にはハーフ・アボリジナルもしくはハーフ・チャイニーズとなるが、「父の人種」にしたがって中国人と回答させることになる。両親の「人種」が逆の場合を想定すると、その子はアボリジナルになる。あるいは、両親がともにヨーロッパ人とのハーフ・カースト・アボリジナル（H.C. アボリジナル）であるとき、その子はここにあげられた規定に該当せず、アボリジナル（フル・ブラッド・アボリジナル）としか回答できない。このことから明らかなように、47年と54年センサスが採用したハーフ・カーストの概念は、第1世代のみに限定されたのである。こうした質問の背景には、同化政策がさかんであったこの時期、マジョリティ社会の「人種」への関心がヨーロッパ人に集中していたためとみられる。

「人種」の規定があいまいであった47年と54年のあと、66年におこなわれたセンサスではその質問がより厳密で複雑になる。そこではまず、「各人の人種」の記入を要求する。その場合、「ヨーロッパ人種は出生地にかかわらずヨーロッパ人と記入」するよう要請し、それ以外についてはそれぞれの「人種」——アボリジニ、中国人、インド人、日本人など——を記入させている。複雑なのはこれにつづく項目で、それはつぎのようにいう。

「また、人種が1つ以上の場合、その特徴——たとえば2分1ヨーロッパ人2分1アボリジナル、4分3アボリジナル4分1中国人、2分1ヨーロッパ人2分1中国人など——を記入」せよとしている。しかし、これにもアボリジナルの法的地位との間に整合性を欠いていた。「血の構成率」に従うこの質問では、「免除されたかつてのアボリジニ」という法的地位が反映されなかったからである。

いずれにしてもこの66年センサスの結果は、予想に反してフル・ブラッド・アボリジナル人口の増加をもたらした。それについてスミスは、質問が複雑であったこともさりながら、2分1はともかくそれ以上の「血の構成率」の把握の困難さと、長期にわたる同化政策への反発があったと分析する（L. R. Smith 1975: 53-54、なお、各センサスの質問項目も、同37-54頁の記載によった）。こうした同化政策下でのフル・ブラッド・アボリジナル人口の増加は統計官を困惑させたらしく、このセンサスでは彼らの人口統計が公表されなかった。

この66年センサスの「人種」についての質問とその結果は、アボリジナル人口統計に関して、一定の留保が必要な場合があることをよく示している。これまで彼らの人

口動態は、植民期における急激な減少のあと、60年代中頃には大きく回復するといわれてきた。その根拠としてあげられるのが、ハーフ・カースト・アボリジナル人口の増加である。しかし、それがセンサスにもとづく議論である限り、彼らの人口変動を正確にとらえたものとはいえない。人口統計の解釈は、当然とはいえ、統計そのものの検証なしには語れないのである。

憲法改正に関する国民投票は、この66年センサスの翌年におこなわれた。対象となったのは、第51条でアボリジナルに関する立法権を制限した26号の改正と、センサスに大きな影響力をもちつづけた第127条の廃止であった。

憲法会議が憲法からの差別的表現の削除として提案し、先住民機関の1つである「アボリジナルおよびトレス海峡諸島民の進歩のための連邦委員会」Federal Council for the Advancement of Aboriginal and Torres Strait Islanders のキャンペーンをうけて、この改正は国民の熱狂的支持（97%）のもとに成立する。その背景には、超党派的な賛成投票キャンペーンだけがおこなわれたという、政府および議会の一種の世論操作があった。そうさせたのは、人種問題に対する国際世論の高揚への配慮と、アボリジナルに関する立法権の獲得とがあった。それを傍証するのが、第25条を改正の対象に含めなかったことである。第25条は、州議会選挙において特定人種の投票権を認めていない州では、その人種を州の人口に算入しない、と定めている。アトウッドとマーカスが指摘するとおり、国民投票にもとづく憲法改正は、アボリジナルの法的地位に何の変更ももたらさなかった（B. Attwood and A. Markus 1998）。それは1971年と76年センサスの「人種」の質問を、つぎのように変えたにとどまっている。

あなたの人種は？

（混血の場合はあなた自身が帰属すると思うもの1つを選ぶこと。以下の

1つに√印をつけるか、人種名1つを記入）

1. ヨーロッパ人
2. アボリジニ
3. トレス海峡諸島民
4. その他（1つだけ記入）

トレス諸島民がアボリジナルから区別され、1つの「人種」カテゴリーに採用されたことはすでに述べたとおりである。それを含めて、このセンサス以後、「人種」は「血の構成率」から自己認定にもとづく申告を基本にするようになる。しかし、この変更に反対がなかったわけではない。とりわけアボリジナルについては、さきの66年センサスに典型的にみられたような、生物学的もしくはジネアロジカルな観点からの

反対が根づよくあった。マジョリティ社会におけるその解消は、70年代中頃から本格的に展開する多文化主義政策をまたねばならなかったのである。

その政策が採用され普及したあとにおいても、センサスの実施にはいくつかの問題が残された。その問題の1つは、辺境の伝統志向型社会に生活するアボリジナル人口調査における困難さの増大である。1970年代から80年代にかけてのホームランド（アウトステーション）・ムーブメントによって彼らのコミュニティへの距離がいままで以上に拡大したうえに、トラックの普及はスポーツイベントや儀礼の参加を目的にした人々の頻繁な移動をもたらしている。さらに同化政策期からの政府調査官への根づよい不信がある。これらが伝統志向型社会でのセンサスの実施を困難にする原因となっている。2つめは、多くのアボリジナルが都市居住者となることによって、都市においてもセンサスの調査をむずかしくしていることである。彼らの生活スタイルはしばしば「オーストラリア人」と異なる。それは都市での居住期間の長さなどにもよるが、出身地を共有する多くの人を同一世帯に含むなど、世帯成員の概念が異なったからである。政府統計局は、これらの問題にあらたな対応をせまられることになった。

4 1996年センサスと「先住民集計戦略」 Indigenous Enumeration Strategy

先住民の人口と世帯調査がもつ諸問題を解決するために、1996年センサスにおいては、いくつかの改革がおこなわれた。それらはいずれも円滑な調査の実施と、より正確な統計の確保を目的とした。その実現のためにとられた方策が、「先住民集計戦略」Indigenous Enumeration Strategy (IES) であり、これにともなってセンサス体制も改変されたのである。

過去のセンサスがもったアボリジナルにかかわる諸問題の検討から生まれた IES にもとづいて、連邦統計局はセンサス実施機関 Census Management Unit に、州先住民主事 State Indigenous Manager と現地調査監督官 Census Field Officer をあらたに任用した。それまでは、フィールド・マネージャー（3-34人、州、テリトリーによって差がある。以下同様）、グループ・リーダー（18-22人）、各グループ・リーダーのもとにおかれたセンサス・コレクター（10-12人）という体制であった（W. McLennan 1996: 12）。さきの2つは、このヒエラルキーとは別に設けられたのである（図1）。ついで1971年にすでに設定されていたセンサス統計区を遠隔地とそれ以外に大別し、遠隔地については、文字および言語上の理由から通常の調査が困難なコ

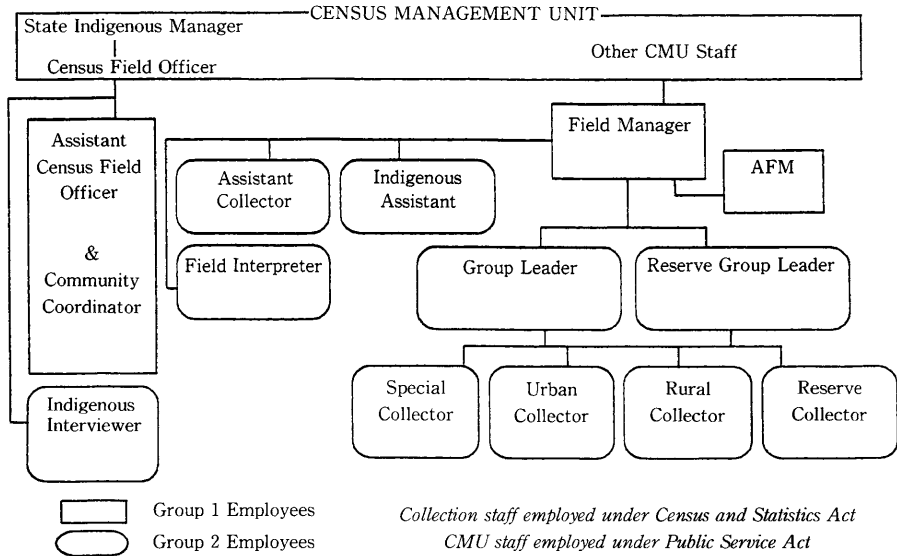


図1 センサスの調査組織 (Indigenous Enumeration Strategy. 6 August 1996 による)

コミュニティを特定した。その選定にあたったのが州先住民事務とその下におかれた現地調査監督官である。監督官はまた、コミュニティとの連絡を第一の任務とするコミュニティ協力官 Community Co-ordinator の人選にもあたることになった。

しかし、こうして特定された遠隔地コミュニティ以外でも、伝統志向型のアボリジナル社会では、用紙の配布による人口や世帯調査は、彼らの文化や慣習になじまない。彼らはオーラルなコミュニケーションを基本とするからである。そのため統計局では主事および監督官の下に、アボリジナルおよびトレス諸島民からなる先住民面接官 Indigenous Interviewer をおき、伝統志向型の社会では聞き取りを基本とする調査をおこなうこととした。その人選とトレーニングを担当したのも監督官である。この先住民面接官はすでに91年センサスに採用されており、通常の調査用紙とほぼ同じ内容をもつ先住民専用の用紙によって、調査をおこなってきている。

一方、通常の調査がおこなわれる遠隔地以外については、とくに都市域に関して、アボリジナル世帯数にもとづく3つのクラスターを設定する。IESによるその基準は、①原則として200世帯からなる都市域のセンサス調査区のうち、アボリジナル（トレス諸島民を含む）世帯数が25%以上、②同じく40世帯以上、③同じく20%未満である。②のクラスターの基準が実数であるのは、現実の調査において対応可能な下限を示しているものと思われる。この①と②のクラスターに含まれる調査区には、先住民アン

スタントを採用することとなった。その役割はセンサスの完全実施にかかわること——用紙記入の援助をはじめクラスター内外に居住する先住民との間のトラブルの解消など——である。その採用は、州先住民主事と現地監督官 **Field Manager** にゆだねられている。そのほか通常地域の調査には、補助調査官 **Assistant Collector** と現地通訳官がおかれた。それぞれの組織上の位置は、さきに示した図1のとおりである。なお、現地通訳官が対象とするのは先住民に限らない。この国の総人口の約15%は、家庭で英語以外の言語を日常的に用いている。通訳官は、これらの人々へのそれぞれの言語によるサービスも、主要な任務としてあわせもっている。さらに、移住間もない人々に対しては電話による翻訳サービスや、要請にもとづいて各戸を訪問し当該の言語によるサービスをおこなっている。

ところで、これまではいわゆる「オーストラリア人」とアボリジナルとの対比を軸に、センサスを紹介してきた。しかし、マイノリティはアボリジナルや移民だけではない。センサス実施日の入院患者やホームレス、一時的に収容所で生活する難民もまたマイノリティであり、同時に、集計を公表するかどうかは別にして、センサスの対象者でもある。これにあたるのが特別調査官 **Special Collector** である。これらのことから容易に想像されるように、センサスには巨額な費用を必要とする。96年センサスに要した経費は、国民1人当たり6ドル85セント (W. McLennan 1996: 7)、総額では約1億3000万ドル弱にも達する。かつて世界恐慌にみまわれた31年、センサスがみおくられたのも了解されよう。

96年センサスは、以上のような体制と戦略のもとで実施された。このセンサスでは遠隔地および伝統志向型社会とその他の地域に分けて、それぞれに世帯用と個人用2種類の用紙、あわせて4種類が使用された。その2種類の個人用紙は、「人種」についてつぎのようにたずねている(番号は用紙に付されたもの)。

通常の「個人用紙」**Personal Form** の場合(資料1)

10 アボリジナルまたはトレス海峡諸島民出身か？

(両方の出自をもつ者はアボリジナルとトレス海峡諸島民両方の欄にマークすること)

いいえ, アボリジナル, トレス海峡諸島民

13 出生地は？

オーストラリア, イングランド, スコットランド, イタリア,
ギリシャ, ニュージーランド, ベトナム, その他(記入)

この質問で興味をひくのは、イングランドとスコットランドを明記していることである。これは今なおこの2つの地域からの移民が、かなりの数あることを物語っている。また父と母の出生地を個別にたずねる15と16では、その国名欄に13「出生地」のベトナムにかわってオランダが加わっている。オランダという国名が91年およびそれ以前のセンサスに採用されていたかどうかは明らかでないが、それは1950年代の10年間におけるオランダ移民の増加を背景にもつことは確かである。その一方で、71年から増加し75年に難民受け入れを表明したベトナム出身者についての欄（国名）がないのは、奇異な感じを与える。彼らの中には、すでに移住2世が誕生していてもおかしくない。

通常用の紙に対して、遠隔地および伝統志向型のアボリジナル・コミュニティで用いられた先住民専用の「個人用紙」Special Indigenous Personal Form（資料2）の「人種」の質問では、項目10が通常用の紙に共通する以外、一般用紙の13、15、16に該当するものはない。これにかわって、先住民専用紙の11と12で、父と母がオーストラリア生まれかどうかをたずねるにとどまっている。

これらのほか、資料3-1と3-2に示した1枚だけの先住民専用の「世帯用紙」Special Indigenous Household Form（通常用紙は15頁）は、調査時の当該世帯の居住者の氏名と性、年齢、世帯主との関係、他所ですでにセンサスにかかわるインタビューをうけたかどうか、および調査時点での訪問者について、あわせて30名まで記入できるよう工夫している。また、裏面では調査前夜にその世帯周辺に駐車していた登録済み自動車の数と、住居のタイプ（小屋、テント、キャラバン、アボリジナルに特徴的なハンピーやウイルチャといった小屋）をはじめとする居住条件に関する6項目の、あわせて7項目についてきいている。これらの質問の設定は、遠隔地ならびに伝統志向型社会の特徴を把握したものとなっている。

このように96年センサスの実施にあたっては、さまざまな見直しと改良とが重ねられた。しかし、センサスからだけでは、当然のことながら、先住民であるアボリジナルとトレス諸島民の生活や社会は明らかにならない。センサスとは異なる内容を含む彼らに特徴的な問題を統計的に把握するには、別の調査を必要としたのである。

5 まとめにかえて——王立調査委員会の勧告——

「アボリジナルの拘留死に関する王立調査委員会」Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody（1987年設立）は、拘留中に死亡したアボリジナルと

トレス諸島民の直接の死因ばかりでなく、その生活史や本人が生きた社会的背景などを個別かつ広範に調査した。その調査結果をふまえた王立調査委員会の勧告第49号は、以下のように主張する。

アボリジナルおよびトレス海峡諸島民の、すべての段階における完全な参加にもとづいた先住民の社会、人口、医療、経済の特性に関する国家規模の調査の実施。

この勧告をうけて実施されたのが、「全国アボリジナルおよびトレス海峡諸島民調査」National Aboriginal and Torres Strait Islander Survey である。実施期間は94年4月から7月におよび、90人の先住民スタッフが1万5700人（91年センサス先住民人口の6%）を対象に、面接調査によってデーターを収集した。それは、連邦や州の行政機関による個別の調査をこえて統一的データーを収集し、行政に提示するとともに先住民政策の基礎資料とすることを目的とした。そのためこの調査には、センサスにはない多くの項目が採用されたのである。その中でとりわけ注目されるのが、「家族と文化」という大項目に含まれる「年長者の役割」と「ホームランド」、「家族からの強制引き離し」であり、「法と正義」のうちの「警察とのかかわり」である。「年長者」では13才以上の60%がその役割の重要性を認め、「ホームランド」については同じく75%が自らの土地を明確に認識していることが明らかとなった。都市部の居住者においてもその割合は6割をこえている。「強制引き離し」の項目については、25才以上の10%をこえる人々がこれを経験している。

また、「警察」に関しての調査では、15-22才の1割が口論を過去1年間に経験し、3%は身体的暴力をうけたとしている。警察との関係は、アボリジナルのための法的援助機関 Aboriginal Legal Service が整備された現在でも、なお大きな問題として残されている。

その一方でこの調査は、彼らの社会それ自体がもつ問題も明らかにする。ドラッグによる健康上の問題をもつ者が13才以上の3割に達している。アルコールにいたってはこれが5割をこえるなど、状況は深刻である（R. Madden 1995）。しかし、こうした先住民の生活と社会に関する精緻な調査は、国勢の把握を目的とするセンサスにはなじまない。これについては別の体制による継続的な調査が必要である。

さて、これまで述べてきたように、オーストラリアにおけるセンサスは総人口と「人種」、先住民であるアボリジナルへの関心を核に展開してきた。それはセンサス項目

や行政、アボリジナル関連の諸法における「人種」の概念が生物学的なものからエスニシティを内実とするものへと変容した現在も変わらないのである。

謝 辞

このノートのもとになったのは、茨城キリスト教大学の青柳真智子先生を代表者とする文部省科学研究費「国勢調査・法制度に見られる人種・民族分類の比較研究」（基盤研究（B）（1））研究集会での報告である。同研究集会において有益なコメントを頂いた各位と、メンバーではない筆者に報告の機会を与えてくださった青柳真智子先生にお礼申します。

注

- 1) 「血の構成率」の用語は、国立民族学博物館共同研究「都市における先住民社会の研究」（平成7年から9年度）において、清水昭俊氏がハワイ先住民について報告した際の同氏の造語による。

文 献

- Attwood, B. and A. Markus
1998 Representation matters: The 1967 referendum and citizenship. In N. Peterson and W. Sanders (eds) *Citizenship and indigenous Australian: Changing conceptions and possibilities*, pp. 118-140. Cambridge: Cambridge University Press.
- Australian Bureau of Statistics
1996 Indigenous enumeration strategy. (typescript)
- Forster, C. and C. Hazlehurst
1988 Australian statisticians and the development of official statistics. In L. Castles (ed.) *Year book Australia 1988*, pp. 1-95. Canberra: Australian Bureau of Statistics.
- Madden, R.
1995 *National Aboriginal and Torres Strait Islander survey 1994: Detail findings*. Canberra: Australian Bureau of Statistics.
- McCorquodale, J.
1987 *Aborigines and the law: A digest*. Canberra: Aboriginal Studies Press.
- McLennan, W.
1996 *How Australia takes a census: 1996 census of population and housing*. Canberra: Australian Bureau of Statistics.
- Rowley, C. D.
1970 *The destruction of Aboriginal society* (Aboriginal policy and practice, Volume 1). Canberra: Australian National University Press.
- Smith, L. R.
1975 The Aboriginal population of Australia. Ph. D. thesis, University of New South Wales.

Personal Form

Mark one box for each question, like this (—).

6 What is this person's present marital status?

- Never married
 Widowed
 Divorced
 Separated but not divorced
 Married

7 What is this person's usual address?

- 'Usual' address is that address at which the person has lived or intends to live for a total of 6 months or more in 1996.
- For persons who now have no usual address, write 'no usual address'.
- For boarders at boarding school or college, give address at boarding school or college.

- The address shown on the front of this form
 Elsewhere in Australia — please specify address
 Street number and name

Suburb, rural locality or town

State/Territory Postcode

- Other country

8 What was this person's usual address one year ago (at 6 August 1995)?

- If the person is less than one year old, leave blank.
- For persons who had no usual address on 6 August 1995, give the address at which they were then living.

- Same as in question 7
 Elsewhere in Australia — please specify address
 Street number and name

Suburb, rural locality or town

State/Territory Postcode

- Other country

10 Is this person of Aboriginal or Torres Strait Islander origin?

- For persons of both Aboriginal and Torres Strait Islander origin, mark both 'Yes' boxes.

- No
 Yes, Aboriginal
 Yes, Torres Strait Islander

11 What is this person's religious denomination?

- Answering this question is **OPTIONAL**.
- If no religion, mark last box.

- Catholic
 Anglican (Church of England)
 Uniting Church
 Presbyterian
 Greek Orthodox
 Baptist
 Lutheran
 Other — please specify

- No religion

12 Is this person an Australian citizen?

- Yes, Australian citizen
 No

13 In which country was this person born?

- Australia ► **Go to 15**
 England
 Scotland
 Italy
 Greece
 New Zealand
 Viet Nam
 Other — please specify

15 In which country was this person's father born?

- Australia
 England
 Scotland
 Italy
 Greece
 New Zealand
 The Netherlands
 Other — please specify

16 In which country was this person's mother born?

- Australia
 England
 Scotland
 Italy
 Greece
 New Zealand
 The Netherlands
 Other — please specify

17 Does this person speak a language other than English at home?

- If more than one language, indicate the one that is spoken most often.

- No, English only ► **Go to 19**
 Yes, Italian
 Yes, Greek
 Yes, Cantonese
 Yes, Mandarin
 Yes, Arabic
 Yes, German
 Yes, other — please specify

Special Indigenous Personal Form

Mark one box for each question, like this →.

10 Are you of Aboriginal or Torres Strait Islander origin?
 • For persons of both Aboriginal and Torres Strait Islander origin, mark both 'Yes' boxes.
 No
 Yes, Aboriginal
 Yes, Torres Strait Islander

11 Was your father born in Australia?
 Yes, Australia
 No, other country — please write country

12 Was your mother born in Australia?
 Yes, Australia
 No, other country — please write country

13 Do you speak an Aboriginal or Torres Strait Islander language at home?
 • If Aboriginal or Torres Strait Islander language, please give the name of the language.
 • If more than one language, indicate the one that is spoken most often.
 No, speaks only English ▶ Go to 15
 Yes — please write language

14 How well do you speak English?
 • Interviewer may decide to answer this question.
 Very well
 Well
 Not well
 Not at all

15 What is your religion?
 • Answering this question is OPTIONAL.
 • If no religion, mark last box.
 Catholic
 Anglican (Church of England)
 Uniting Church
 Presbyterian
 Baptist
 Lutheran
 Traditional beliefs
 Other — please specify

 No religion

16 Do you go to school, TAFE or university?
 • Include school of the air, external or correspondence students.
 No ▶ Go to 18
 Yes, full-time student
 Yes, part-time student

17 What type of school or place of education do you go to?
 • Include school of the air, external or correspondence students.
 Pre-school

Infants/Primary school
 Government
 Catholic
 Other Non-Government

Secondary school
 Government
 Catholic
 Other Non-Government

Tertiary institution
 Technical or further educational institution (including TAFE Colleges)
 University or other higher educational institution
 Other educational institution

18 Only continue for persons aged 15 years or more

19 How old were you when you left primary or secondary school?
 • For persons who returned after a break to complete their schooling, mark the age at which they last left school.
 • If they did not go to secondary school, mark the age at which they left primary school.
 Still at primary or secondary school
 Did not go to school
 14 years or younger
 15 years
 16 years
 17 years
 18 years
 19 years or older

資料 2 1996年センサスの「先住民専用個人用紙」にみる本人と両親に関する質問



6 August 1996

Special Indigenous Household Form

Rec. No. (RNO)

--	--	--

CD Number

State	
FMA	
FGA	
CD	

Name of family

Description of place

Community/outstation/location

Postcode

List of all people who live here and visitors							
Person Number	NAME • List people in family groups • Include all children and babies • Include all people who live here most of the time, but are away	Sex (tick box)		Age	How is this person related to Person 1? (Head of house)	Visitor?	Counted somewhere else?
		M	F				
1					Head of house		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

資料 3-1 1996年センサスの「先住民専用世帯用紙」の項目

Mark one box for each question, like this (—).

1 How many registered cars were parked at this place last night?

• Do not count motorbikes, motor scooters, tractors.

- None
- 1 car
- 2 cars
- 3 cars
- 4 cars or more

2 Is this place a house? (Interviewer to answer)

- No — shack, tent, caravan, humpy, wiltja ▶ **No more questions on this form**
- Yes

3 How many bedrooms are there in this house?

- None
- 1 bedroom
- 2 bedrooms
- 3 bedrooms
- 4 bedrooms
- 5 bedrooms or more

4 What is the total amount being paid for this house each fortnight?

• Include rent and mortgage payments.
 • Exclude electricity, repairs, council rates etc.
 • If no payments, please mark 'NIL' box.

\$. per fortnight

- NIL

5 Is this house being rented?

- No, owned ▶ **No more questions on this form**
- No, being bought ▶ **No more questions on this form**
- Yes, rented ▶ **Go to 6**
- No, being occupied rent-free ▶ **Go to 6**
- No, other ▶ **No more questions on this form**

6 Who is the house rented from?

- Government Housing Authority
- Community or co-operative housing group
- Employer — government
- Employer — other
- Other

7 Was there any furniture in the house when you moved in?

- Yes, fully furnished
- Yes, partly furnished
- No, unfurnished

**Community Co-ordinator/
CFO Use**

Record No. (RNO)

(0)	(0)	(0)
(1)	(1)	(1)
(2)	(2)	(2)
(3)	(3)	(3)
(4)	(4)	(4)
(5)	(5)	(5)
(6)	(6)	(6)
(7)	(7)	(7)
(8)	(8)	(8)
(9)	(9)	(9)

Number of Personal Forms Completed

Males		Females	
(0)		(0)	
(1)	(1)	(1)	(1)
(2)	(2)	(2)	(2)
(3)	(3)	(3)	(3)
(4)		(4)	
(5)		(5)	
(6)		(6)	
(7)		(7)	
(8)		(8)	
(9)		(9)	

資料 3-2 1996年センサスの「先住民専用世帯用紙」の項目